

## 土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、土地改良施設管理者の管理意識の昂揚を図るとともに、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資するため、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号。農林事務次官依命通達。以下「実施要綱」という。）及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号。農林省構造改善局長通達。以下「要領」という。）に基づき、土地改良区等が行う土地改良施設の定期的な整備補修に要する経費について、宮城県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）が全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）に拠出する経費について、連合会に対し、予算の範囲内において土地改良施設維持管理適正化事業補助金（以下「適正化事業補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象等)

第2 適正化事業補助金の交付対象となる経費及び補助率は、土地改良区等が実施要綱第3の3による知事の承認を得た額につき連合会が全国連合会に拠出する経費の50%以内とする。

### (交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

### (交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は次のとおりとする。

- (1) 拠出額の変更又は整備補修対象施設別事業費の20%を越える変更もしくは整備補修対象施設又は整備補修の内容の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつてはこの限りでない。
  - イ 整備補修対象施設又は整備補修の内容の変更をする場合で、拠出額の変更又は整備補修対象施設別事業費の20%を越える変更をとみなさない場合。（ただし1地区当たりの年間事業費が200万円以下になる場合は除く。）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(事業遂行状況報告)

第6 規則第10条の規定による報告は、交付(補助)金の交付決定のあった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出するものとする。

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

第8 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支精算書
- (3) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は別紙1のいずれか
- (4) 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第15条ただし書の規定により、前金払により交付するものとし、別記様式第5号による前金払請求書を知事に提出するものとする。

第10 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、次のとおりとする。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 交付申請書       | 1部 |
| (2) 計画変更承認申請書   | 1部 |
| (3) 中止(廃止)承認申請書 | 1部 |
| (4) 実績報告書       | 1部 |
| (5) 前金払請求書      | 1部 |

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年5月17日から施行し、昭和57年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年5月15日から施行し、平成14年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

別記様式第 1 号

年度土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

申 請 者 住 所  
氏名又は名称及び代表者名

年度において土地改良施設維持管理適正化事業を下記により実施したいので、補助金  
等交付規則第 3 条の規定により、土地改良施設維持管理適正化事業補助金 円を交付され  
るよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

別記様式第2号

年度土地改良施設維持管理適正化事業計画変更承認申請書

第 号  
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

申 請 者 住 所  
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県(〇〇)指令第 号で土地改良施設維持管理適正化事業補助金の交付の決定の通知のあった土地改良施設維持管理適正化事業について、事業の内容を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

別記様式第3号

年度土地改良施設維持管理適正化事業中止（廃止）承認申請書

第 号  
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

申 請 者 住 所  
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（〇〇）指令第 号で土地改良施設維持管理適正化事業補助金の交付の決定の通知のあった土地改良施設維持管理適正化事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間

（注）変更部分を2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第 4 号

年度土地改良施設維持管理適正化事業補助金実績報告書

第 号  
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

申 請 者 住 所  
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県(〇〇)指令第 号で土地改良施設維持管理適正化事業補助金の交付の決定の通知のあった土地改良施設維持管理適正化事業について、別紙のとおり実施したので補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 事業成績書
- (2) 収支精算書
- (3) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は別紙 1 のいずれか
- (4) 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類

(注) 事業成績書は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領 1 2 の (1) によること。

年度

補助金調書

補助事業名		補助率			地方公共団体等名											備考		
		交付決定の額	県補助率	国庫補助率	歳入			歳出					翌年度繰越額	うち県補助	うち国庫補助			
					科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県補助	うち国庫補助	支出済額					うち県補助	うち国庫補助
円					円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
〇〇事業																		
〇〇費																		
〇〇費																		
その他																		

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては、款、項、目及び節を、歳出にあつては、款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体等の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体等の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。



別記様式第5号

年度土地改良施設維持管理適正化事業補助金前払請求書

第 号  
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

申 請 者 住 所  
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県(〇〇)指令第 号で土地改良施設維持管理適正化事業補助金の交付の決定の通知のあった土地改良施設維持管理適正化事業について、下記により金円を前金払により交付されたく請求します。

記

全体事業費	拠 出 額	補 助 金	今回請求額	残 額	備 考

年度土地改良施設維持管理適正化事業遂行状況報告書

第 号  
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

申請者 所在地  
市町村長又は  
一部事務組合管理者名

年 月 日付け宮城県(〇〇)指令第 号で交付決定の通知のあった 年度土地改良施設維持管理適正化事業の 年 月 日現在の事業実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画		出 来 高		進捗率 (B)/(A)	備 考
	事業費(A)	交付額	事業費(B)	交付額		
	円	円	円	円	%	
事 務 費						
合 計						

2 事業遂行状況 (別紙1のとおり)

3 事業着手 年 月 日

4 事業の完了予定 年 月 日

注)「区分」欄には、地区名事業メニュー名等を記入すること。

別紙 1

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予算額	収入済額	収入未済額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	予算額	支出済額	支出未済額	備 考
	円	円	円	

注) 「区分」欄については、収支予算書の区分に準じて記入すること。